

平成 27 年 6 月 16 日

各 位

会 社 名 ビジネス・ワンホールディングス 株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 尾 崎 朝 樹
(コード : 4827 、 Q-Board)
問合せ先 常務取締役業務本部長 兼 清 美 隆
(TEL. 092-534-7210)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、国に対し提起しておりました納付通知処分取消請求事件について、平成 27 年 6 月 16 日付にて福岡地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 判決のあった裁判所および年月日

- (1) 裁判所 : 福岡地方裁判所
(2) 年月日 : 平成 27 年 6 月 16 日

2. 当事者、訴訟の内容及び訴訟の趣旨

- (1) 当事者 : 原告 ビジネス・ワンホールディングス株式会社
被告 国
(2) 訴訟の内容 : 納付通知処分取消請求事件
(3) 訴訟の趣旨 : 平成 23 年 6 月 8 日付でされた納税者ホライズンディベロップメント株式会社の滞納国税に係る平成 22 年度消費税及び地方消費税の滞納国税の納付告知処分の取消並びに訴訟費用の被告負担

3. 判決に至るまでの経緯

当社は、ホライズンディベロップメント株式会社が滞納しておりました消費税等の第二次納税義務者であるという福岡国税局の見解から、当社に対する消費税等 32,226 千円の納付通知書を平成 23 年 6 月 9 日付で受領いたしました。

これは当社が平成 22 年に同社と行いました販売用不動産の取引につき、当社に国税徴収法第 39 条の第二次納税義務が発生するとの当局の見解によるものであります。

この納付通知に基づき平成 23 年 6 月 28 日に当該消費税等を納付いたしましたが、当社はこれを不服とし平成 23 年 8 月 5 日付で国税不服審判所に不服審査請求を行いました。

しかしながら平成 24 年 6 月 20 日付で、国税不服審判所より当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領するに至り、当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、本件提訴に及んでいたものであります。

4. 判決の内容

- (1) 福岡国税局長が原告に対して平成 23 年 6 月 8 日付でした納税者ホライズンディベロップメント株式会社の滞納国税に係る第二次納税義務の納付告知処分を取り消す。
(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

5. 今後の見通し

本件判決による戻入れ、その他本判決の業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、本判決に対して控訴が提起され、控訴審において再び審理されることとなった場合においても本判決の内容が維持されるよう適切に対応してまいります。

以上